



発行 東京都

目次

20

規則（教）

- 東京都教育財産管理規則の一部を改正する規則……………
 - 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則……………
 - 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………
 - 学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………
- 訓 令（教）
- 東京都教育委員会広報事務規程の一部改正……………
 - 東京都立学校事務職員等研修規則施行規程の一部改正……………

規則（教）

東京都教育財産管理規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十七年三月二十七日

東京都教育委員会

東京都教育委員会規則第十九号

東京都教育財産管理規則の一部を改正する規則
東京都教育財産管理規則（昭和四十年東京都教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「係長」を「課長代理」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都教育委員会

東京都教育委員会規則第二十号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式中 **係長** を **課長代理** に改める。

附則

- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則別記第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月二十七日

東京都教育委員会

東京都教育委員会規則第二十一号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則
都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中 **係長** を **課長代理** に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十七年三月二十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第二十二号

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和三十四年東京都教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
第三条第六項第二号中「職務の級五級」を「職務の級四級」に改める。
別表第一の項中

3 級	1 小学校又は中学校の主査の職務 2 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の経営企画室長、係長又は主査の職務
4 級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の課長補佐の職務

3 級	1 小学校又は中学校の主査の職務 2 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の経営企画室長又は課長代理の職務
-----	---

5 級 4 級
を 改め、同表二の項中

3 級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は共同調理場の主査の職務
4 級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は共同調理場の課長補佐の職務

同表ホの部3級の項中「主査」を「課長代理」に改める。
附 則
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓 令（教）

●東京都教育委員会訓令第十六号

教 育 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所

東京都教育委員会広報事務規程（昭和四十六年東京都教育委員会訓令甲第二十三号）の一部を次のように改正する。
平成二十七年三月二十七日

東京都教育委員会
第六条第一項中「課長補佐、係長、主査及び担当係長」を「課長代理」に改める。
附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十七号

都 立 高 等 学 校
都 立 中 等 教 育 学 校
都 立 特 別 支 援 学 校
都 立 中 学 校

東京都立学校事務職員等研修規則施行規程（昭和五十九年東京都教育委員会訓令第一

号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日

東京都教育委員会

別記様式第五号(表中)「**表**」を「**表**」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002